

## 久米南町庁舎等複合施設機械警備整備業務 仕様書

この仕様書は、久米南町庁舎等複合施設(「以下」「警備対象施設」という)の機械警備内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について、確実に履行しなければならない。

### 1 目的

警備対象施設に設置された警備用機器及びこれに付帯する機器により、異常事態の監視を行い、これらの早期発見並びに事故の拡大防止を図ることにより、警備対象施設の安全確保と円滑な業務運営に寄与することを目的とする。

### 2 機械警備の期間及び対象範囲

(1) 警備対象施設供用開始から5年間

(2) 対象となる施設

施設名称 久米南町庁舎等複合施設

施設住所 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

(3) 警備対象施設の概要

庁舎棟(別紙警備区域図で指定する範囲)・倉庫棟

地上2階・地下1階 建築面積2267.51m<sup>2</sup> 延床面積2999.04m<sup>2</sup>

【1F】倉庫1、議場、議会事務局、議員控室、教育委員会室、教育長室  
調理室、大ホール、会議室、廊下部分、玄関ほか

【2F】会議室、廊下部分ほか

### 3 業務内容等

(1) 警備任務

ア 火災、盗難及び不良行為の拡大防止

イ 事故認知時における関係先への連絡通報

ウ 警備実施事項の報告

エ 防犯カメラの保守点検業務

オ その他必要な事項

(2) 警備時間

警備装置の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。

(通常) 午後10時00分～翌日午前8時00分

※施設の使用状況によって変わります。

(3) 警備区域

警備区域は「警備区域図」のとおり。

- (4) 警備機器及び防犯カメラ等の保守点検  
警備会社が必要に応じて行うものとする。

#### 4 警備実施要領

(1) 自動警報警備

警備会社の管制センター勤務員は、同所に設置されている自動的に異常を通報する機能を持つ警報受信装置を間断なく監視し、待機中の係員と常に緊密な連絡を保持しながら警備対象物の異常事態に備える。

(2) 防犯カメラ監視

警備会社は、本町が指示する場所9箇所に防犯カメラを設置し、職員がモニター監視、レコーダー録画を行うことができるよう機器を執務室に設置する。

(3) 警備開始時と終了時の取扱い

ア 警備開始時(終日監視業務を除く)

(ア) 警備対象施設における取扱い

- ・最終退出者は、防火・防犯その他事故防止上必要な処置を行い、宿日直者に点検完了の報告を行う。
- ・宿直者は確認ランプで各警報機器の作動状況の完否を確認し、警備装置を操作して、「警戒開始」の状態にセットする。

(イ) 警備会社における取扱い

管制センターにおいて、警備対象施設の最終退出者の操作により自動的に表示される「警戒開始」の信号を確認し警備を開始する。

イ 警備終了時(終日監視業務を除く)

(ア) 警備対象施設における取扱い

最初の出勤者が登頂した時点で宿日直者は警備装置を操作し「警戒解除」する。

(イ) 警備会社における取扱い

管制センターにおいて、警備対象施設の操作により自動的に表示される「警戒解除」の信号を確認し、警備を終了する。

- (4) 警報装置は別紙「警備区域図」に応じて設置する。

(5) 警備運営上の権限

警備対象施設は警備会社に対し、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与する。

#### 5 異常事態発生時における業務

- (1) 警報受信装置により警備対象施設に異常が発生したことを認知したときは係員を速やかに急行させ、異常事態の確認及び拡大防止にあたる。

- (2) 警備対象施設に到着した係員は、異常事態を確認後、管制センターへその状況を連絡し、必要に応じて警察・消防等関係先へ通報する。
- (3) 警備対象施設の宿日直者へ通報する。
- (4) 前3項の業務を確実に履行するため、岡山県内に待機所を有すること。

#### 6 警報機器の作動不良時の取扱い

- (1) 警備実施時間においては、警備会社の責により警報機器が作動不良になった場合には、警備会社が代替の警備対策を講ずるものとする。

#### 7 報告書の提出

- (1) 警備実施時間中における警備状況処置事項及び改善事項等を記録した警備報告書を警備対象施設へ提出する。
- (2) 警備実施時間中に事故が発生したときは、事故報告書を警備対象施設の責任者へ提出する。

#### 8 設置仕様について

- (1) 管理機器、入退館時の警備装置は宿直室に設置する。
- (2) 警備区域は別紙「警備区域図」のとおり
- (3) 個々のセンサーが特定でき、異常信号が発せられた箇所が警備会社と警備対象施設の双方で特定できること。警備機器の配置は警備会社が必要に応じて設置し、センサー等の仕様（空間センサー、開閉センサーなど）は特に指定しない。
- (4) 宿直室で開始・解除の状態が視認できる表示機器を設置すること。
- (5) 防犯カメラ等を指定場所に設置する。
  - ア 防犯カメラ9台、録画用レコーダー1台、監視用モニター1台
  - イ 設置場所等については、別紙「防犯カメラ等配置図」記載のとおり。
  - ウ 機器については警備会社の所有とし、その管理についても機械警備業務と一体のものとして取り扱うものとする。
  - エ 録画レコーダーの容量は2週間以上保存できるものとする。
  - オ 防犯カメラ、監視用モニターの仕様については特に指定しない。

#### 9 原状回復

本件機械警備委託の終了に伴い不要になった警報装置は、原則として警備会社が撤去するとともに可能な限り回復工事を行うものとし、これに要する費用は警備会社の負担とする。

## 10 機器の設置

- (1) 機械警備に関する配管については、本業務の受注者が施工する。防犯カメラの配管は庁舎等複合施設建設工事で施工済み。
- (2) 契約後、直ちに庁舎等複合施設建設の受注業者と連絡調整会議等で協議を行い、早期の施工に協力すること。
- (3) 機器設置や配管等はできる限り簡潔な工事となるよう工夫すること。